

事業計画（岩手県大船渡市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	23地区海岸
被災した地区海岸数	23地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	23地区海岸

② 堤防高

9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

吉浜湾 : T.P. 14.3m（対象津波：想定宮城県沖地震）

越喜来湾 : T.P. 11.5m（対象津波：昭和三陸地震）

綾里湾 : T.P. 7.9m（対象津波：想定宮城県沖地震）

大船渡湾外洋 : T.P. 14.1m（対象津波：昭和三陸地震）

大船渡湾 : T.P. 7.2m（対象津波：明治三陸地震）

大野湾 : T.P. 12.8m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定[※]を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(大船渡市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
合足	219	堤防、排水樋門	9.00	14.10	完了	H23.12	調整中	調整中	調整中	・応急復旧等
沖田	160	護岸堤	4.50	(14.30) 4.5	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
吉浜	570	堤防、離岸堤、排水樋門	7.15	14.30	実施中	H23.12	調整中	調整中	調整中	・応急復旧等
崎浜漁港	418	防潮堤	7.90	11.50	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
越喜来 漁港	242	防潮堤	7.90	11.50	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
綾里漁港	573	防潮堤	7.90	14.10	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
大船渡 漁港	1,397	防潮堤	3.40	7.20	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
門の浜 漁港	1,536	防潮堤	8.50	12.80	完了	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・応急復旧 ・用地買収
吉浜漁港	171	防潮堤	7.15	14.30	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
泊漁港	235	防潮堤	7.90	11.50	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
鬼沢漁港	111	防潮堤	4.30	11.50	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
小石浜 漁港	156	防潮堤	6.80	11.50	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
野野前 漁港	519	防潮堤	7.90	7.90	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
蛸ノ浦 漁港	1,324	防潮堤	3.50	7.20	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
基石漁港	177	防潮堤	8.00	12.80	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
泊里漁港	282	防潮堤	6.30	12.80	実施中	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
越喜来	948	防潮堤、水門	7.90	11.50	実施中	H23.9	調整中	調整中	調整中	・応急復旧
下甫嶺 地先	380	防潮堤、水門	7.90	11.50	—	H23.10	調整中	調整中	調整中	・調整中
大船渡港 清水	983	胸壁、その他(陸閘、水門)	3.50	7.20	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
大船渡港 永浜	781	胸壁、その他(陸閘、水門)	3.00	7.20	完了	H23.11	調整中	調整中	調整中	・応急復旧
大船渡港 山口	391	胸壁、その他(陸閘、水門)	3.10	7.20	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
大船渡港 茶屋前	1,211	胸壁、その他(陸閘、水門)	3.40	7.20	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
大船渡港 野々田	0	胸壁、その他(水門)	3.40	7.20	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもつていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系盛川水系など※¹、9水系11河川13箇所※²での災害復旧事業を予定。
そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

- ② 平成23年以内に、全13箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う7箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち5箇所で完了予定。
残る6箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全13箇所について、平成23年以内に災害査定完了予定
設計、地元調整等が整う7箇所について、平成23年度内に本復旧に着手予定。
平成24年出水期（6月頃～）までに、5箇所で完了予定

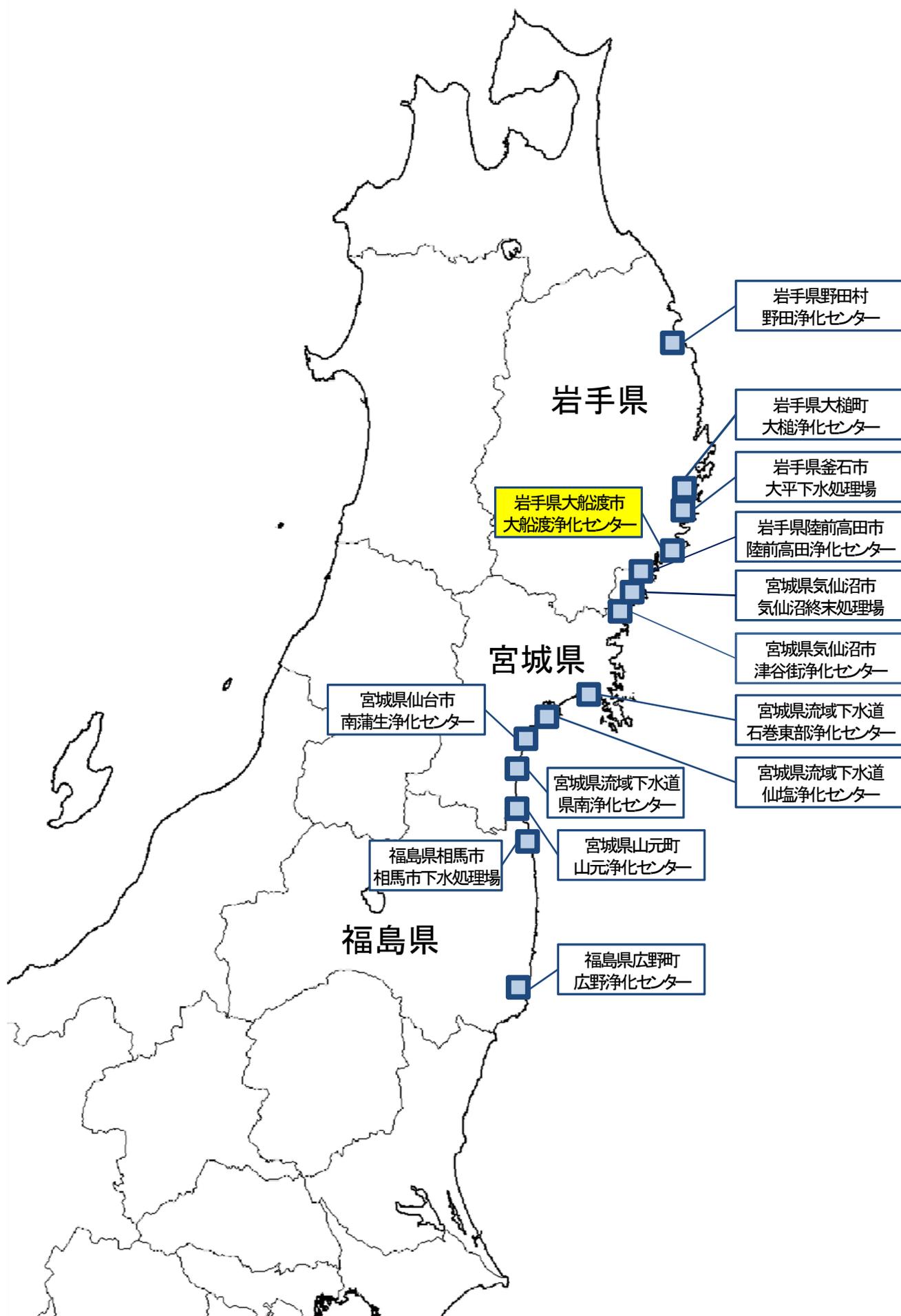
※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 下水道

- ① 箇所名：大船渡浄化センター（※位置図を参照）
- ② 大船渡浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。
- ③ 平成24年1月から9月にかけて簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。
- ④ 成果目標 平成23年度
平成24年1月までに、通常処理を開始

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約80haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

平成23年度当初までに除塩を行い、営農が可能となった農地は1ha

③ 今後の対応

- ・ 現在、岩手県と大船渡市は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。
- ・ 国としても、県・市と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 三陸町沖田、三陸町本郷、三陸町浦浜、三陸町泊、末崎町大田、赤崎町合足
 - ② 海岸防災林の防潮工 646m、林帯 3.0ha が被災。
 - ③ 今年中に、大船渡市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- (保全対象：国道 45 号線、三陸鉄道南リアス線、JR 大船渡線、県道、市道、農地等)

6. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<大船渡市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の9校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる6校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる赤崎小学校、越喜来小学校、赤崎中学校の3校及び赤崎共同調理場については、平成23年度からの事業着手、平成23年10月に当市の復興計画の策定、平成25年度までに復旧完了を目標とする。

<県立学校>

大船渡市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校について、比較的軽微な被害に留まることから、平成23年度内の事業着手、平成23年内の復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している1園について、以下のとおり、早期の復旧工事を実施し完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる1園については、平成23年7月に事業着手し、平成23年10月に復旧完了した。

②大学等

(i) 私立学校

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 甚大な被害を受けた1校については、被害を受けた校舎等について、本格復旧に向けて平成23年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とし、復旧の詳細について検討を行っている。

③公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<大船渡市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復

旧に係る国庫補助に申請予定の 12 施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 三陸公民館については、市の復興計画を踏まえながら、他の公共施設との統合も検討しつつ早期復旧を図る。
- 市民文化会館については、平成 23 年度内に復旧完了を図る。
- 勤労青少年ホーム、働く婦人の家については、平成 24 年度に事業着手し、年度内の事業完了を目指す。
- 三陸体育館については、平成 23 年度の復旧完了を目標とする。
- 市民体育館、体育センター、市民テニスコート、市民弓道場、三陸総合公園グラウンドについては、平成 24 年度に事業着手し、年度内の事業完了を目指す。
- 田中島グラウンドについては、被災に係る廃棄物の埋設地として使用されていることから、使用状況を見据えながら、できる限り早期の復旧を図る。
- 市営球場については、仮設住宅の建設用地として使用されていることから、使用状況を見据えながら、できる限り早期の復旧を図る。

7. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内約840箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約30箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

- ②最大震度6弱を観測した大船渡市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（756千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の74%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成24年8月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県大船渡市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			●	●									
	計画堤防高さの公表 (9/26、10/20 岩手県公表)												
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)				本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)						
2. 河川対策 (県管理河川)	応急対策		施工準備 (堤防設計等)				本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)						
			⇐ 出水期				⇐ 出水期				⇐ 出水期		
3. 下水道対策 大船渡浄化センター	簡易処理			通常処理									
					通常処理の開始								

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 農地・農業用施設													
農業用施設	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 20%; text-align: center;">がれきの撤去</div> <div style="width: 80%; text-align: center;"> 本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手) </div> </div>												
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 20%; text-align: center;">畦畔復旧、除塩</div> <div style="width: 80%; text-align: center;"> 営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施) </div> </div>												
上記以外の農地	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 20%; text-align: center;">がれきの撤去</div> <div style="width: 80%; text-align: center;"> 土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、復旧次第、営農再開(地域の意向により、区画整理を実施) </div> </div>												
<p>(注)現在、岩手県と市は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。</p>													
5. 海岸防災林													
(三陸町沖田他)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> 今年中に再生方針を決定 </div> <div style="width: 70%; text-align: center;"> 海岸防災林の再生に向けた事業を実施 </div> </div>												

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
大学等	<私立学校>													
	甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧												
公立社会教育施設 (社会体育施設・公立文化施設を含む)	<市立社会教育施設>													
	三陸公民館	施設の復旧												
	市民文化会館 三陸体育館	施設の復旧												
	勤労青少年ホーム 働く婦人の家 市民体育館 体育センター 市民テニスコート 市民弓道場 三陸総合公園グラウンド					施設の復旧								
	田中島グラウンド 市営球場					施設の復旧								

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
7. 土砂災害対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">土砂災害危険箇所の点検等</div> (※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
8. 災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> (その他の災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 800px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> (中間処理・最終処分) </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div>												